設 備 総 合 資 金

１ 目 的

工場、店舗、設備等の近代化や合理化を促進し、地域産業の振興を図るために必要な資金を融資する。

２ 資金構成

	小樽市負担	金融機関負担
融資期間１０年未満	1.000/3.175	2.175/3.175
融資期間１０年以上	0.800/3.175	2.375/3.175
変動金利	1.000/3.175	2.175/3.175

３ 融資対象

Ⅰ 市内において事業を営んでおり、設備の近代化や合理化のため、機械、装置、情報処理機器、別に定める特殊車両等を購入する中小企業等

Ⅱ 次の（1）から（3）までのいずれかに該当するもの

（1） 市内において事業を営んでおり、工場等を新築、増築、改築、購入（以下「新築等」という）する中小企業等

（2） 過去に小樽市土地購入資金の融資を受けて取得した土地に、工場等を新築等する企業

（3） 小樽市が誘致し、市内に工場等を新築等する企業

※ （2）及び（3）の場合、本店所在地や企業規模は問わない。

Ⅲ 市内において、店舗、アパート、事務所を新築等する中小企業等

Ⅳ 市内において、貸駐車場を新築等する中小企業等

Ⅴ 「高度化事業」により企業の体質、構造を改善しようとする取扱要綱の別表「中小企業等の範囲」中②中小企業団体又は③その他の商店街団体であって、次の（1）及び（2）に該当するもの

（1） 市内に事業所を有し、市内で事業を行うもの

（2） 北海道信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでおり、その構成員の３分の２以上が融資対象事業を営んでいるもの

☆ 「高度化事業」とは、独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成１６年政令第１８２号）第３条に規定する事業及びこれに準じる事業で市長が特に認めたもので、工場、店舗などの集団化・共同化事業、商店街近代化事業、共同公害防止事業などが該当になる。商店街近代化事業とは、商店街の美化施設、アーケード、噴水広場、駐車場、街路灯、ロードヒーティングなどの公益的な施設を整備する事業をいう。

４　融資条件

資金使途	Ⅰの場合　機械等の導入資金 Ⅱの場合　工場等の新築等の資金、それに伴う土地購入資金 Ⅲの場合　店舗等の新築等の資金、それに伴う土地購入資金 Ⅳの場合　貸駐車場の新築等の資金、それに伴う土地購入資金 Ⅴの場合　高度化事業に供する土地購入資金・建物建築資金・機械設備資金
対象設備	Ⅰの場合　機械・装置・情報処理機器・特殊車両 Ⅱの場合　工場・特殊装置を伴う建築物 Ⅲの場合　店舗・アパート・事務所 Ⅳの場合　貸駐車場 Ⅴの場合　高度化事業に伴う施設
融資限度額	１億円
融資利率	固定金利　年　２．４％（ 融資期間１０年未満 ） 　　年　２．６％（ 融資期間１０年以上１５年以下 ） 変動金利　年　２．４％（ 融資期間１０年以上１５年以下 ）
融資期間	１５年以内（うち据置１年以内）
償還方法	原則として月賦償還とする。
信用保証	必要により北海道信用保証協会の保証付きとする。
連帯保証人 及び担保	取扱金融機関の定めるところによる。
企業診断	Ⅴの場合、中小企業診断士による診断を必要とする場合がある。

５　取扱金融機関

（1）　北洋銀行、北海道銀行、北陸銀行、北海道信用金庫
　　（小樽市内の各支店に限る。）
（2）　商工組合中央金庫札幌支店

∞∞　取扱細目　∞∞

対象設備について

①　融資の対象になるもの

Ⅰの場合（設備は原則として、新品であること。）
1　機械等の設備導入に伴う付帯工事費
2　特殊車両（クレーン車、フォークリフト、冷凍車、タンクローリー、ミキサー車、
　　パッカー車、ダンプカー等）
3　情報処理機器（ソフトについては、機器本体購入時のみ、セット扱いとして融資対象と
　　する。後日、ソフトのみ購入の場合は、融資対象外とする。）

Ⅱの場合

1　特殊装置を伴う建築物とは、冷凍庫、サイロ、配送センターなどをいう。
2　工場、特殊装置を伴う建築物に付随する施設及び造作物の新設、改修等の費用
3　工場、特殊装置を伴う建築物の新築等に伴う機械、装置、備品

Ⅲの場合

1　店舗等には病院、調剤薬局なども含まれる。
2　店舗等に付随する施設及び造作物の新設、改修等の費用
3　店舗等の新築等に伴う什器、備品
4　敷金、営業保証金、権利金
5　歴史的な建築物を改築し、店舗等に再利用する場合

※　アパート賃貸業等で個人経営の場合、生計費の半分以上を不動産収入で維持していなければならない。
※　５の歴史的な建築物とは、「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」に基づき、指定された歴史的建造物及びこれに類する歴史的建造物をいう。

Ⅳの場合

貸駐車場を新築等する場合、下記の要件を充たさないものは融資対象としない。

1　自動車（２輪車を除く）１０台以上の収容能力を有すること。
2　券売機や券売所などを備え、時間制の有料駐車場として整備されていること。
3　収容台数に対し、自家用及び特定契約者利用（月極め等）の占める割合が５０％未満であること。

Ⅴの場合

1　高度化事業に伴う設計料

② 融資の対象にならないもの

Ⅰの場合

1　平ボディー、ワゴン車などの一般貨物運搬用車両
2　リース又はレンタルのもの
3　部品のみの購入

Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの場合

1　住宅建設資金
2　倉庫（在庫置場）、車庫、物置のみの新築等の場合

③ 土地購入資金について

1　事業用の施設や設備（以下「施設等」という）に付随した土地を取得する場合、施設等の敷地として適正と認められる範囲を融資の対象とする。
2　土地を先行取得する場合は、予定される施設等の敷地として適正と認められる範囲を融資対象とする。この場合、投機目的の土地取得ではないことを明らかにし、原則６か月以内に施設等の建設や設置に着手することとし、これを挙証する書類（設計書、見積書、事業の計画書、建築確認申請書など）を提出すること。